9403-1

i 	
個人情報ファイルの名称	投票事務における選挙人名簿抄本
実施機関の名称	新座市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	市内に引き続き3か月以上住所を有し、満18歳以上の者について、登録資格を調査し、選挙権を有するものについて、名簿を作成するため
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所
記録範囲	満18歳以上で、市内に引き続き3か月以上住所を有する者
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	富士通Japan㈱、㈱ムサシ
開示等請求を受理する組織の名称及び	(名 称) 総務部総務課
所在地	(所在地) 新座市野火止一丁目1番1号 (新座市役所本庁舎4階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	選挙人名簿の修正に関する調査の請求(公職選挙法第29条第2 項)
個人情報ファイルの種別	☑ 電算処理ファイル □ マニュアル処理ファイル
	(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記 録範囲の範囲内であるマニュアル処理の有無
	☑ 有 □ 無
備考	

9405-1

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿
実施機関の名称	新座市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	市内に引き続き3か月以上住所を有し、満18歳以上の者について、登録資格を調査し、選挙権を有するものについて、名簿を作成するため
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所
記録範囲	満18歳以上で、市内に引き続き3か月以上住所を有する者
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	富士通Japan㈱、㈱ムサシ
開示等請求を受理する組織の名称及び	(名 称) 総務部総務課
所在地	(所在地) 新座市野火止一丁目1番1号 (新座市役所本庁舎4階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	選挙人名簿の修正に関する調査の請求(公職選挙法第29条第2項)
個人情報ファイルの種別	図 電算処理ファイル□ マニュアル処理ファイル(電算処理ファイルである場合)利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理の有無☑ 有□ 無
備考	公職選挙法第19条から第30条まで

9406-1

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿事務における選挙人名簿抄本
実施機関の名称	新座市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	市内に引き続き3か月以上住所を有し、満18歳以上の者について、登録資格を調査し、選挙権を有するものについて、名簿を作成するため
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所
記録範囲	満18歳以上で、市内に引き続き3か月以上住所を有する者
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	富士通Japan㈱、㈱ムサシ
開示等請求を受理する組織の名称及び	(名 称) 総務部総務課
所在地	(所在地) 新座市野火止一丁目1番1号 (新座市役所本庁舎4階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	選挙人名簿の修正に関する調査の請求(公職選挙法第29条第2項)
	☑ 電算処理ファイル □ マニュアル処理ファイル
個人情報ファイルの種別	(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記 録範囲の範囲内であるマニュアル処理の有無
	☑ 有
備考	公職選挙法第19条から第30条まで

9407-1

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿事務における新規登録者名簿
実施機関の名称	新座市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	市内に引き続き3か月以上住所を有し、満18歳以上の者について、登録資格を調査し、選挙権を有するものについて、名簿を作成するため
記録項目	1住所、2氏名、3性別、4生年月日、5要件区分、6対象年月日
記録範囲	新たに市内に引き続き3か月以上住所を有した者及び新たに満18 歳以上になった者
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	富士通Japan㈱、㈱ムサシ
開示等請求を受理する組織の名称及び	(名 称) 総務部総務課
所在地	(所在地) 新座市野火止一丁目1番1号 (新座市役所本庁舎4階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	☑ 電算処理ファイル □ マニュアル処理ファイル
	(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記 録範囲の範囲内であるマニュアル処理の有無
	☑ 有 □ 無
備考	公職選挙法第19条から第30条まで

9408-1

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿事務における抹消者名簿
実施機関の名称	新座市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	市内に引き続き3か月以上住所を有し、満18歳以上の者について、登録資格を調査し、選挙権を有するものについて、名簿を作成するため
記録項目	1 名簿番号、2 住所、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄、7 異動年月日、8 移動事由、9 備考
記録範囲	選挙人名簿に登録されている者のうち 1死亡した者又は日本の国籍を失った者 2市内に住所を有しなくなった日後4か月を経過するに至った者 3在外選挙人名簿への登録の移転をする者 4登録の際に登録されるべきでなかった者
記録情報の収集方法	住民基本台帳から抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	富士通Japan㈱、㈱ムサシ
開示等請求を受理する組織の名称及び	(名 称) 総務部総務課
所在地	(所在地) 新座市野火止一丁目1番1号 (新座市役所本庁舎4階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	選挙人名簿の修正に関する調査の請求(公職選挙法第29条第2項)
個人情報ファイルの種別	図 電算処理ファイル □ マニュアル処理ファイル (電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理の有無☑ 有 □ 無
備考	公職選挙法第19条から第30条まで

9415-1

個人情報ファイルの名称	投票人名簿調製に係る事務における投票人名簿
実施機関の名称	新座市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	市内に住所を有し、満18歳以上の者について、登録資格を調査し 投票権を有する者について、名簿を作成するため。
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所
記録範囲	満18歳以上の日本国民で国民投票の期日前50日に当たる日において、新座市の住民基本台帳に記録されているもの又は登録基準日の翌日から14日以内に新座市の住民基本台帳に記録された者であって、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳に記録されていないもの
記録情報の収集方法	住民基本台帳からの抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	富士通Japan㈱、㈱ムサシ
開示等請求を受理する組織の名称及び	(名 称) 総務部総務課
所在地	(所在地) 新座市野火止一丁目1番1号 (新座市役所本庁舎4階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	訂正及び登録の抹消(日本国憲法の改正手続に関する法律第28 条、第29条)
個人情報ファイルの種別	図 電算処理ファイル□ マニュアル処理ファイル(電算処理ファイルである場合)利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理の有無☑ 有□ 無
備考	日本国憲法の改正手続に関する法律第20条〜第46条

9416-1

個人情報ファイルの名称	投票人名簿調製に係る事務における投票人名簿抄本
実施機関の名称	新座市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	市内に住所を有し、満18歳以上の者について、登録資格を調査し 投票権を有する者について、名簿を作成するため。
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所
記録範囲	満18歳以上の日本国民で国民投票の期日前50日に当たる日において、新座市の住民基本台帳に記録されているもの又は登録基準日の翌日から14日以内に新座市の住民基本台帳に記録された者であって、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳に記録されていないもの
記録情報の収集方法	住民基本台帳からの抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	富士通Japan㈱、㈱ムサシ
開示等請求を受理する組織の名称及び	(名 称) 総務部総務課
所在地	(所在地) 新座市野火止一丁目1番1号 (新座市役所本庁舎4階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	訂正及び登録の抹消(日本国憲法の改正手続に関する法律第28 条、第29条)
個人情報ファイルの種別	図 電算処理ファイル□ マニュアル処理ファイル(電算処理ファイルである場合)利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理の有無☑ 有□ 無
備考	日本国憲法の改正手続に関する法律第20条〜第46条

9417-1

個人情報ファイルの名称	投票人名簿調製に係る事務における抹消者名簿
実施機関の名称	新座市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	市内に住所を有し、満18歳以上の者について、登録資格を調査し 投票権を有する者について、名簿を作成するため。
記録項目	1 名簿番号、2 住所、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄、7 異動年月日、8 異動事由、9 備考
記録範囲	投票人名簿に登録されている者のうち 1 死亡した者 2 日本の国籍を失った者 3 登録の際に登録されるべきでなかった者
記録情報の収集方法	住民基本台帳からの抽出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	富士通Japan㈱、㈱ムサシ
開示等請求を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 総務部総務課 (所在地) 新座市野火止一丁目1番1号 (新座市役所本庁舎4階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	図 電算処理ファイル □ マニュアル処理ファイル (電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理の有無☑ 有 □ 無
備考	日本国憲法の改正手続に関する法律第20条〜第46条